

復興財源確保法案等、可決・成立

去る11月30日、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法案」など、第3次補正予算関連法案が可決・成立した。

この法案には、復興特別法人税による税率変更等の改正が含まれているため、税効果会計の適用にあたっては「公布日」に留意する必要がある(12月10日号)

国際会計

ソブリン債の会計処理についての公式声明、公表—ESMA

欧州証券市場監督局(ESMA)は11月25日に公式声明「IFRS財務諸表におけるソブリン債」(PUBLIC STATEMENT, Sovereign Debt in IFRS Financial Statements, ESMA/2011/397)を公表した。

本声明は、ギリシア国債などを含む国債・地方債や国・地方への貸出など(ソブリン債)について、最近の環境変化や市場の関心の高まりを受け、欧州規制市場における財務報告の透明性およびIFRSの適切かつ一貫した適用を促進すべく発表されたものであり、次の2つのセクションから構成されている。

- ① ソブリン債に共通する事項
 - ・ 減損判断
 - ・ 測定
 - ・ 開示
- ② ギリシア国債に固有の考慮事項

また、ESMA自身もIFRSの適用に関するモニタリング

の継続と必要な追加的行動の検討を行う旨が述べられている。

- セクション2「意見—ギリシアソブリン債の会計処理—」
- 2011年6月30日に終了した会計期間におけるIFRS中間財務諸表に関する考察

このセクションでは、53の欧州金融機関の中間財務諸表を分析した結果、減損認識の有無、減損損失の見積額、公正価値評価額の差異などについて必ずしも一貫していない処理の状況を説明している。

さらに、ESMAは財務諸表の作成および監査において検討されるべきであった処理について、次の3つの側面につき、意見を表明した。

- ① 減損の客観的証拠と減損した資産の決定
- ② 減損額および公正価値の測定
- ③ 開示

なお、この意見は証券監督当局による処分の基礎となり得るとされている。

ESMAのスタンス

声明では、2011年末において市場がどのように変化しているか、また財務報告に関連する事実と状況がどのようになっているか不明であるとしつつも、意見を含む本声明の内容が年次財務諸表の作成および監査において考慮されるべきである

財務省法人企業統計調査

—平成23年7～9月期調査

この調査は、統計法に基づき基幹統計として資本金1千万円以上の営利法人等を対象に、企業活動の短期的動向を把握することを目的として、四半期ごとの仮決算計数を調査しているものです。なお、平成20年度調査より、金融業、保険業を含めた調査を実施しています。以下は平成23年12月2日に発表した平成23年7～9月期の調査結果の概要です。

回答法人数 22,666社 (19,162社)
 回答率 73.2% (73.3%)
 () 書きは金融業、保険業を除いた数値です。

◆売上高(金融業、保険業を除く) 製造業、非製造業ともに減収
 売上高は、330兆7,420億円で、前年同期(337兆2,751億円)を6兆5,331億円下回り、対前年同期増加率(以下「増加率」という)は△1.9%(前期△11.6%)となりました。

業種別に見ると、製造業では、石油・石炭、金属製品、輸送用機械などで増収となったものの、電気機械、食料品、化学などで減収となったことから、製造業全体では△1.7%(同△12.3%)となりました。一方、非製造業では、運輸業、郵便業などで増収となったものの、卸売業、小売業、サービス業、建設業などで減収となったことから、非製造業全体では△2.0%(同△11.3%)となりました。

資本金階層別の増加率をみると、10億円以上の階層は3.1%(同△0.6%)、1億円～10億円の階層は4.1%(同1.0%)、1,000万円～1億円の階層は△9.3%(同△23.6%)となりました。

◆経常利益(金融業、保険業を除く) 製造業、非製造業ともに減益
 経常利益は、9兆8,362億円で、前年同期(10兆7,493億円)を9,131億円下回り、増加率は△8.5%(前期△14.6%)となりました。

業種別に見ると、製造業では、化学、食料品、はん用機械などで増益となったものの、情報通信機械、輸送用機械、生産用機械などで減益となったことから、製造業全体では△18.7%(同△15.3%)となりました。一方、非製造業では、情報通信業、卸売業、小売業、運輸業、郵便業などで増益となったものの、電気業、建設業、サービス業などで減益となったことから、非製造業全体では△2.7%(同△14.2%)となりました。

資本金階層別の増加率をみると、10億円以上の階層は△13.9%(同△3.9%)、1億円～10億円の階層は6.2%(同0.5%)、1,000万円～1億円の階層は△5.7%(同△38.3%)となりました。

◆設備投資(金融業、保険業を除く) 製造業、非製造業ともに減少
 設備投資額は、8兆6,183億円で、増加率は△9.8%(前期△7.8%)となりました。

業種別に見ると、製造業では、情報通信機械、生産用機械、金属製品などで増加したものの、食料品、鉄鋼、輸送用機械などで減少したことから、製造業全体では△1.6%(同△2.0%)となりました。一方、非製造業では、卸売業、小売業、運輸業、郵便業、建設業など多くの業種で減少したことから、非製造業全体では△14.3%(同△10.7%)となりました。

資本金階層別の増加率をみると、10億円以上の階層は△1.6%(同△5.1%)、1億円～10億円の階層は6.3%(同△0.9%)、1,000万円～1億円の階層は△31.0%(同△16.0%)となりました。

なお、ソフトウェア投資額は8,074億円で、増加率は3.6%(同△3.0%)となり、ソフトウェア投資額を除いた設備投資額は7兆8,109億円で、増加率は△11.0%(同△8.2%)となりました。

前年同期比増加率の推移 (単位：%、億円)

区分	22.7-9	10-12	23.1-3	4-6	7-9
売上高					(実額)
全産業	6.5	4.1	0.3	△11.6	3,307,420
製造業	12.2	6.7	2.7	△12.3	1,025,286
非製造業	4.1	3.0	△0.7	△11.3	2,282,135
経常利益					(実額)
全産業	54.1	27.3	11.4	△14.6	98,362
製造業	209.0	20.0	△12.5	△15.3	31,751
非製造業	19.9	31.6	26.8	△14.2	66,611
設備投資					(実額)
全産業	5.0	3.8	3.0	△7.8	86,183
	(4.8)	(4.8)	(3.4)	(△8.2)	(78,109)
製造業	9.1	13.0	23.9	△2.0	33,164
	(9.6)	(14.6)	(25.5)	(△1.8)	(30,627)
非製造業	2.9	△0.5	△5.7	△10.7	53,019
	(2.4)	(0.1)	(△5.9)	(△11.4)	(47,482)

(注) 設備投資の()書きは、ソフトウェア投資額を除いたベース。

財務省では、「法人企業統計調査」の公表の早期化を進めています。そのため、調査票の早期回収が不可欠です。調査の対象となった法人は、必ず提出期限までに財務省(財務局・財務事務所)への提出をお願いします。なお、次回平成23年10～12月期の調査票の提出期限は平成24年2月10日、結果の公表は平成24年3月1日の予定です。

と述べている。
 声明は、年次財務諸表では中間財務諸表について問題となつたような状況を発生させないという意思がうかがえる内容となつている。

金融

日本国債を揺るぎぶるドイツ国債札割れ

日本の長期金利は、1.3%をピークに今年4月以降、低下傾向をみせていたが、11月24日以降月末にかけて小幅上昇する動きをみせている。

きっかけは、ドイツの中央銀行であるドイツ連邦銀行が23日に実施した新発10年物国債の入札で札割れとなったことだ。この入札では、60億ユーロの募集額に対して、応募はその6割の36億ユーロ、平均落札利回りは1.98%だった。

EFFSF(欧州金融安定化基金)を支える側のドイツの信用に疑問符が付けば、ユーロ圏全体の支援計画を根底から揺るがすことになる。この動きを受けて、ソブリンリスクの回避先とみられていた日本国債も売られ10年物の利回りは上昇、11月18日の0.945%を底に、月末には1.065%と、今年8月以来的高水準を付けている。

日本国債については、大部分が国内投資家であることを理由に、欧州各国とは一線を画す考え方が一般的になつている。国債の直接の買い手である金融機関と、それを裏づける企業部門の資金の動向に変化がなければ、日本の国家債務は問題なくファイナンスされている形が続くといえる。そこに、海外の投資家が便乗する余地があるわけである。

しかし、一方で日本は、今年度予算ベースで44兆円の新規財源債、国債残高は約63兆7兆円、国民1人当たり499万円の借金を背負い、OECDのデータで債務残高のGDP比は、2010年には197%と2位のイタリアの127%を大きく抜いて先進7カ国のうち1998年以来1位という事実がある。

もちろん、この利回り上昇が、ただちに日本国債の信用力の下落を反映したものと結論づけられるものではない。しかし、今回のドイツ国債入札での札割れは、こうしたリスクを想起させたことは確かだ。

国債市場は為替市場のようにゼロサムではないため、日本国

12月といえば？ 答えはさまざまだろうがクリスマス、なら納得性は高い。たとえ結婚式をキリスト教会で挙げていなくても。では、クリスマスといえは？

これも、納得性の高い答えにクリスマスケーキがある。生産統計が見当たらないので不明だが家計調査による需要統計での支出額をみると、12月のケーキ購入額はバレンタインデーがある2月の2.5倍。国民的なケーキ購入月間だ。

今年も買い意欲は変わらないだろうが、違和感を抱く人は増えるだろう。価格が上がるか、ケーキが小さくなる可能性がある。原料となるバターが品薄状態にあるからだ。

バターの品薄要因は、牛乳の生産量減少にある、というのが公式な説明。震災で乳牛の数が減って酪農家数が減少したし、猛暑で乳牛が体調を崩したので搾乳量も減っているからだという。今年4~9月で、加工原料乳とバターの生産量は3割弱も減少した。

この影響はすでに出ている。10月から家庭用バターは「値上げ」された。「値上がり」と表現できないところに、バター価格の難しさがあ

る。高関税の壁があるからだ。一般に、モノが不足すれば、余剰地域から調達するのが経済。いまは、これが地球規模になつている。バターの場合でいえば、不足分を輸入によって国内需要を満たせばよい。実際、輸入量は上積みされた。

「独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第13条に規定する数量の範囲内で輸入するもの」

バターの輸入関税率表にはこう記載されている。税率は35%。この税率が適用されるのは1万3,700トンだけだ。超過分には1kg当たりで29.8%



総務省統計局の小売物価統計では今年9月の東京区部で200g単価は371円。キロ単価なら1,855円で、タダで輸入しても半分が税金に回っていることになる。そして、農水省基準での比較では14%上昇している。これは実感に近い。

関税制度は生産者保護のためにあり、徴収分は畜産業への補助となるのが当初の制度主旨が、ここに政策が入るからこそ、制度が政策になる。農水行政が保護しているバターの昨年生産量は7万トン。30年間、一貫して減り続けている。後継者不足、飼料価格の高騰が原因だという。徴税した巨額の資金が産業の高度化、競争力強化に使われた形跡はどんな単位で測れば検出できるだろうか。

バターの「値上げ」には国際価格高騰とのいいわけもなされている。エネルギーは「国際市況」が高騰しても円高が帳消しになっている。それでも暖房を節約して蝋燭を燈し、12月の風物詩であるクリスマスケーキを味わう夜がくる。ケーキを食べながら35%の対象数量を誰が、どう決めているのかと、不粋な議論をする人は少ない。だが、お茶を飲みながら考える人は増えるだろう。

(神保敏明)

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2011年11月28日	経営研究調査会研究報告第44号「投資家向け報告におけるサステナビリティ課題の識別と重要性評価－開示課題を特定するための考え方と方法論の検討－」	JICPA	非財務情報とりわけサステナビリティ情報について、主たる情報利用者を投資家と想定し、報告・開示の問題点をその基本的な考え方と方法論の両面から検討し取りまとめたもの。	—
2011年12月2日	条約第13号 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約を改正する議定書		日本国とスイスとの間で課税権の調整等・国際的な脱税および租税回避行為の防止を目的として、現行の租税条約に国際標準に沿った税務当局間の情報交換に係る規定を新たに設けるもの。これに伴い、関係財務省令等が改正されている。	—
2011年12月2日	条約第15号 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオランダ王国との間の条約		経済的、人的交流等に伴って発生する国際的二重課税の回避等を目的として日本国とオランダ王国との間で課税権の調整等を行うもの。これに伴い、関係財務省令等が改正されている。	—

11月末、欧米株価の大反発の意味

証券

債の相場動向は、みかけほど盤石ではない。今後は、徐々にユーロ圏のソブリンリスクを反映しやすくなる公算が大きい。

11月30日、欧米主要国の株価は4、5%の上昇とここ数年間

なかった大反発を記録した。主要6中央銀行が協調して米ドル資金の供給を拡大すると発表したことに反応したものである。

EUの一部から発火した財政・金融危機は、EUを越えて世界経済の危機へと拡大し、第2のリーマン・ショックかと警戒感が強まる一方であった。そして目先の懸念として欧米の銀行などがドル資金を調達しにくくなっていることが指摘されていた。そこで日米EUの3中銀とイギリス、スイス、カナダの6中銀が協力して金融機関の資金繰りを助けることにした。

日銀はドル資金を貸し出す際の金利をこれまでの市場金利に年1%上乗せから今後は0.5%程度上乗せへ引き下げ、また実質的なゼロ金利政策を続けることを決めた。

ドル資金調達環境の改善、通貨供給強化は、株式市場のほか金融市場にも緊張緩和をもたらした。金利の低下の動きが広がったからである。ユーロ圏金利先物、ドイツ連邦債など中心となる指標の価格上昇(利率低

下)が目についた。

株式市場では過去にいろいろな分野での1つの決断、決定が相場の流れを大きく変えてしまふことがあった。しかも事態発生の直後はその意義を十分に理解できないままいわば本能的な反応をしてしまうが、それが決定的な転機であったことは後になって認識することになる。

では、今回の主要6中央銀行の決定は、大きな転機となりうるのだろうか。つまり現在の金融危機、信用不安の解消につながっていくのだろうか。結論からいえば、それはやはり期待薄である。危機の根は深く、今後対策を打ち出し続けなければならぬ。

今回の株価反発は、株価低迷にしがれをきらした投資家からにもすがる思いで過剰に反応したということではなからうか。

日本はEUの財政・金融危機と少し距離があるから、株価の反発も欧米と比較すれば小さかった。しかし、円相場や金融機関への影響などを考えると、この問題の動向、行方からは一瞬たりとも目を離すことができない。

経理用語の豆知識



強調事項区分

財務諸表に適切に表示または開示されている事項について、利用者が財務諸表を理解する基礎として重要であると監査人が判断し、当該事項を強調するため監査報告書に設ける区分をいう。当該区分は監査意見の次に「強調事項」または適切な見出しが付けられることになる。また、強調事項は監査人の意見に影響を及ぼすものではないとされている。

強調事項が必要と監査人が判断する可能性がある場合の例として、①会計方針の変更、②重要な偶発事象または重要な後発事象、が挙げられている。会計方針の変更には、財務諸表に広範な影響を及ぼす新しい会計基準の早期適用(早期適用が認められている場合)も含まれる。また、重要な偶発債務または重要な後発事象の例として、重要な訴訟や規制上の将来の措置の将来の結果に対する不確実性や、企業の財政状態に重大な影響を及ぼしたまたは今後も引き続き及ぼす大きな災害、が挙げられている。

正当な理由による会計方針の変更等



会計方針とは、財務諸表の作成にあたって採用した会計処理の原則および手続をいう。従来採用していた一般に公正妥当と認められた会計方針から別の一般に妥当と認められた会計方針に変更することを会計方針の変更というが、正当な理由がある場合には変更することが認められる。正当な理由がある場合と認められる要件として、①会計方針の変更が企業の事業内容または企業内外の経営環境の変化に対応して行われるものであること、②会計方針の変更が会計事象等を財務諸表に、より適切に反映するために行われるものであること、が挙げられている。

監査人は、経営者による会計方針の選択および適用方法が会計事象や取引を適切に反映するものであるかどうかを評価しなければならない。評価の際には、上記要件のほかに、会計方針の変更が利益操作等を目的としていないこと、当該事業年度に変更することが妥当であること等を総合的に勘案する必要がある。